

「測量業務共通仕様書【農業農村整備編】」の制定について（平成23年3月14日農村第2119号農林水産部長通知）
一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正後	現 行
<p>1-1 適用 [略]</p> <p>1-2 作業実施 測量業務等は、「沖縄県農林水産部測量作業規程（変更承認年月日平成28年7月11日付け承認番号国国地第77号）」（以下「規定」という。）により実施するものとする。</p> <p>1-3 用語の定義 [略]</p> <p>1-4 業務の着手 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後14日以内に測量業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が測量業務の実施のため調査職員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。</p> <p>1-5 設計図書の支給及び点検 1. ～2. [略] 3. 調査職員は、必要と認めるときは、受注者に対し図面又は詳細図面等を無償で貸与又は追加支給するものとする。</p> <p>1-6 調査職員 [略]</p> <p>1-7 管理技術者 1. ～6. [略] <u>7. 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等</u></p>	<p>1-1 適用 [略]</p> <p>1-2 作業実施 測量業務等は、「沖縄県農林水産部測量作業規程（変更承認年月日平成24年9月6日付け承認番号国国地第95号）」（以下「規定」という。）により実施するものとする。</p> <p>1-3 用語の定義 [略]</p> <p>1-4 業務の着手 [略] 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内に測量業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が測量業務の実施のため調査職員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。</p> <p>1-5 設計図書の支給及び点検 1. ～2. [略] 3. 調査職員は、必要と認めるときは、受注者に対し図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。</p> <p>1-6 調査職員 [略]</p> <p>1-7 管理技術者 1. ～6. [略] <u>7. 新設</u></p>

以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

1-8 担当技術者

1. [略]
2. [略]
3. [略]

1-9 提出書～1-10 打合せ等 [略]

1. ～3. [略]

1-11 業務計画書

1. 受注者は、業務締結後 14 日以内に業務計画書を作成し調査職員に提出しなければならない。

2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- | | |
|----------------|---------------------|
| (1)業務場所 | (2)業務内容及び方法 |
| (3)業務工程 | (4)業務組織計画 |
| (5)打合せ計画 | (6)成果物の品質を確保するための計画 |
| (7)成果物の内容、部数 | (8)使用する主な図書及び基準 |
| (9)連絡体制（緊急時含む） | (10)使用機械の種類、名称及び性能 |
| (11)その他 | |

なお、(2)業務内容及び方法又は(11)その他には、1-32 安全等の確保、1-36 個人情報の取扱い及び1-37 行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。

3. ～4. [略]

1-12 業務実績データの作成及び登録

受注者は、委託料が 100 万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGR I S）に基づく業務実績データを作成し、調査職

1-8 担当技術者

1. [略]
2. [略]
3. [略]

1-9 提出書～1-10 打合せ等 [略]

1. ～3. [略]

1-11 業務計画書

1. 受注者は、業務締結後 15 日以内に業務計画書を作成し調査職員に提出しなければならない。

2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- | | |
|----------------|---------------------|
| (1)業務場所 | (2)業務内容及び方法 |
| (3)業務工程 | (4)業務組織計画 |
| (5)打合せ計画 | (6)成果物の品質を確保するための計画 |
| (7)成果物の内容、部数 | (8)使用する主な図書及び基準 |
| (9)連絡体制（緊急時含む） | (10)使用機械の種類、名称及び性能 |
| (11)その他 | |

3. ～4. [略]

1-12 業務実績データの作成及び登録

受注者は、委託料が 100 万円以上の業務について、当初契約時、登録内容の変更時、業務完了時において、当初契約時は契約当事者の確認を受けた後 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から 10 日以

<p>員へ提出するものとする。また、速やかに、登録機関から発行される業務実績登録通知を調査職員に提出しなければならない。</p> <p>なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。</p> <p>2 業務実績登録通知の提出は、原則として以下の期限内に手続きを行うものとする。</p> <p>(1) 受注時は、契約締結後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き 10 日以内に登録通知を調査職員に提出する。</p> <p>(2) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き 10 日以内に登録通知を調査職員に提出する。</p> <p>(3) 業務完了時は、業務完了通知書を提出後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き 10 日以内に登録通知を調査職員に提出するものとし、訂正時の録は適宜行うものとする。</p> <p>1-13 資料等の貸与及び返却～1-14 関係官公庁への手続き等 [略]</p> <p>1-15 地元関係者との交渉等</p> <p>1. ～2. [略]</p> <p>3. 受注者は、設計図書の定め、あるいは調査職員の指示により<u>受注者が行うべき</u>地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面により随時、調査職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。</p> <p>4. 受注者は、測量業務の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を<u>作業</u>条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。</p> <p>5. [略]</p> <p>1-16 土地への立入り等</p> <p>1. ～2. [略]</p> <p>3. 受注者は、前項の場合において損失のため<u>生じた必要</u>経費の負担については、設計図書に示す他は調査職員と協議により定めるものとする。</p> <p>4. [略]</p>	<p>内に、業務完了時は完了後 10 日以内に、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) に基づく業務実績データを作成し、調査職員へ<u>確認依頼</u>をする。</p> <p>調査職員は、業務カルテ確認システムを利用して電子的な承認を行った後、<u>AGRISセンターと受注者に承認済みファイルを送付する。</u></p> <p>ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。</p> <p>1-13 資料等の貸与及び返却～1-14 関係官公庁への手続き等 [略]</p> <p>1-15 地元関係者との交渉等</p> <p>1. ～2. [略]</p> <p>3. 受注者は、設計図書の定め、あるいは調査職員の指示により地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面により随時、調査職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。</p> <p>4. 受注者は、測量業務の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。</p> <p>5. [略]</p> <p>1-16 土地への立入り等</p> <p>1. ～2. [略]</p> <p>3. 受注者は、前項の場合において<u>生じた</u>損失のため必要を<u>生じた</u>経費の負担については、設計図書に示す他は調査職員と協議により定めるものとする。</p> <p>4. [略]</p>
---	--

<p>1-17 成果等の点検 [略]</p> <p>1-18 成果物の提出</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員の指示に対して同意した場合は履行期間途中においても成果物の部分引渡しを行うものとする。</p> <p>3. [略]</p> <p>1-19 関係法令及び条例の遵守 [略]</p> <p>1-20 検査</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 発注者は、測量業務の検査に先立って受注者に対して書面をもって、検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、<u>屋外で行う検査においては、</u>必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>3. [略]</p> <p>1-21 修補 [略]</p> <p>1-22 条件変更等</p> <p>1. 契約書第 18 条第 1 項第 5 号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第 29 条第 1 項に<u>規定する天災その他の</u>不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。</p>	<p>1-17 成果等の点検 [略]</p> <p>1-18 成果物の提出</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員の指示する場合は履行期間途中においても成果物の部分引渡しを行うものとする。</p> <p>3. [略]</p> <p>1-19 関係法令及び条例の遵守 [略]</p> <p>1-20 検査</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 発注者は、測量業務の検査に先立って受注者に対して書面をもって、検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>3. [略]</p> <p>1-21 修補 [略]</p> <p>1-22 条件変更等</p> <p>1. 契約書第 18 条第 1 項第 5 号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第 29 条第 1 項に<u>定める</u>不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。</p> <p><u>なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう。</u></p> <p><u>(1) 1-16 土地への立ち入り等、第 1 項に定める土地への立ち入りが不可能となった場合。</u></p> <p><u>(2) 天災その他の不可抗力による損害。</u></p>
---	---

<p>2. [略]</p> <p>1-23 契約変更～1-28 部分使用 [略]</p> <p>1-29 再委託</p> <p>1. 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものを行い、受注者はこれを再委託することはできない。</p> <p>(1) 測量業務における総合的企画、業務遂行管理、<u>手法の決定</u>及び技術的判断等</p> <p>2. 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、<u>計算処理(単純な電算処理に限る)、データ入力、</u>トレース、資料整理、<u>模型製作、速記録の作成、アンケート票の配布、電子納品の作成作業</u>などの簡易な業務、<u>その他特記仕様書に定める事項の再委託</u>にあたっては発注者の承諾を必要としない。</p> <p>3. 受注者は、<u>前第2項</u>に規定する業務以外の再委託にあたっては、<u>書面により</u>発注者の承諾を得なければならない。</p> <p>4. 受注者は、測量業務を再委託に付する場合には、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し<u>測量業務等の実施について</u>適切な指導、管理のもとに測量業務を実施しなければならない。</p> <p>なお、協力者が、沖縄県農林水産部の測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格者である場合は沖縄県農林水産部の指名停止期間中に再委託してはならない。</p> <p>1-30 成果物の使用等～1-31 守秘業務 [略]</p> <p>1-32 安全等の確保～1-35 屋外で作業を行う時期及び時間の変更 [略]</p> <p><u>1-36 個人情報の取扱い</u> 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処</p>	<p><u>(3) その他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合。</u></p> <p>2. [略]</p> <p>1-23 契約変更～1-28 部分使用 [略]</p> <p>1-29 再委託</p> <p>1. 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものを行い、受注者はこれを再委任することはできない。</p> <p>(1) 測量業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断等</p> <p>2. 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委任にあたっては発注者の承諾を必要としない。</p> <p>3. 受注者は、<u>第1項及び第2項</u>に規定する業務以外の再委任にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。</p> <p>4. 受注者は、測量業務を再委任に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに測量業務を実施しなければならない。</p> <p>なお、協力者が、沖縄県農林水産部の測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格者である場合は沖縄県農林水産部の指名停止期間中で<u>あっては</u>ならない。</p> <p>1-30 成果物の使用等～1-31 守秘業務 [略]</p> <p>1-32 安全等の確保～1-35 屋外で作業を行う時期及び時間の変更 [略]</p> <p><u>1-36 個人情報の取扱い～1-38 保険加入の義務 [新設]</u></p>
--	--

理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4 利用及び提供の制限受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6 再委託の禁止及び再委託時の措置

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。

なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受注者において必要な措置を講ずるものとする。

7 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。

ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

9 管理の確認等

(1) 受注者は、取扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年1回以上発注者に報告するものとする。なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が年1回以上の定期検査等により確認し、発注者に報告するものとする。

(2) 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取扱状況について報告を求め、又は検査することができる。

10 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、1-11で示す業務計画書に記載するものとする。

11 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

1-37 行政情報流出防止対策の強化

受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、1-11で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。

2 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(関係法令等の遵守)

行政情報の取扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

(行政情報の目的外使用の禁止)

受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

(社員等に対する指導)

(1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。

(2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。

(3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。

(契約終了時等における行政情報の返却)

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

(電子情報の管理体制の確保)

(1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、1-11で示す業務計画書に記載するものとする。

<p><u>(2) 受注者は、次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。</u></p> <p><u>イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策</u></p> <p><u>ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策</u></p> <p><u>ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策</u> <u>(電子情報の取扱いに関するセキュリティの確保)</u></p> <p><u>受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。</u></p> <p><u>イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用</u></p> <p><u>ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用</u></p> <p><u>ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存</u></p> <p><u>ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送</u></p> <p><u>ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送</u></p> <p><u>(事故の発生時の措置)</u></p> <p><u>(1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。</u></p> <p><u>(2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>3 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。</u></p> <p>1-38 保険加入の義務</p> <p><u>受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</u></p> <p>参考 測量業務共通仕様書に基づく提出書類一覧表 [略]</p>	<p>参考 測量業務共通仕様書に基づく提出書類一覧表 [略]</p>
--	------------------------------------